

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html

執行機関名 世田谷区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号)による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの(障害手当に限る)
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第一 区長の部第5項 世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号)による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号)、 世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月世田谷区規則第32号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	世田谷区児童育成手当条例第6条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	世田谷区児童育成手当条例第6条の手当(障害手当に限る)の支給に係る申請の事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	世田谷区児童育成手当条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る支給要件児童(世田谷区児童育成手当条例第4条第1項に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。)の保護者(同条例第3条第1項第1号に規定する保護者をいう。以下同じ。)に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	世田谷区児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第6条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	世田谷区児童育成手当条例第8条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	世田谷区児童育成手当条例第8条の手当(障害手当に限る)の額の改定に係る申請の事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	世田谷区児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第6条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	世田谷区児童育成手当条例第12条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	世田谷区児童育成手当条例第12条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る支給要件児童の保護者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	世田谷区児童育成手当条例第12条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		